

横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成28年5月16日（月）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 28 年 5 月 16 日（月）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

第 2 期横浜市教育振興基本計画進捗管理について

「薬物・たばこ・酒」に関する意識等調査の実施報告について

3 審議案件

教委第 9 号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第 10 号議案 横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校通学区域規則の制定について

教委第 11 号議案 平成 28 年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第 12 号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第 13 号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第 14 号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第 15 号議案 横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第 16 号議案 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第 17 号議案 横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第 18 号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。4月18日の会議録の署名者は間野委員と長島委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○4/19 こども青少年・教育委員会

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、4月19日にこども青少年・教育委員会が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/19 平成28年度横浜市立学校人権教育推進協議会

○4/23 子どもの読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰

(2) 報告事項

○第2期横浜市教育振興基本計画進捗管理について

○「薬物・たばこ・酒」に対する意識等調査の実施報告について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、4月19日に平成28年度横浜市立学校人権教育推進協議会が神奈川県立音楽堂で開催されました。これは平成28年度の人権教育の取組について、全市立学校長が共有するため開催しているもので、岡田教育長が御出席、御挨拶を行っています。

また、4月23日には、国立オリンピック記念青少年総合センターで子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰が行われ、都筑図書館が横浜市立図書館として初めて選出されました。これは、都筑図書館の市民団体との協働、子供用図書館の貸し出し冊数の多さ、読書活動推進の取組が評価されたものです。

次に、報告事項として、「第2期横浜市教育振興基本計画」平成27年度取組実績及び平成28年度の主な取組について、この後、所管課から報告させていただきます。

また、平成27年12月に市内の小学5年生・中学2年生を対象に「薬物、たばこ、酒に対する意識等調査」を実施しましたので、この結果についても、この

後、所管課から報告させていただきます。

3 その他

次に、その他ですが、このたびの熊本県熊本地方を震源とする地震に対する教育委員会の支援について、御報告させていただきます。

まず、被災地域の児童生徒が、住民票を異動せずに被災地から横浜市に避難している場合の、横浜市立小学校・中学校での受入れについて各学校へ周知し、受入れを行っています。

また、横浜市全体として避難所運営、水道復旧等のために熊本市に職員を派遣する中で、教育委員会事務局からも5月16日、本日までに5名の事務職員を避難所運営、罹災証明発行に関する業務のために派遣しております。

さらに、神戸市教育委員会事務局を窓口指定都市教育委員・教育長協議会でも支援を実施しております。熊本市からの支援要請に基づき、特別な教育的支援を要する児童生徒や担任等への支援のため、横浜市からも指導主事1名を5月14日より派遣しております。今後も6月18日までに合計8名の指導主事を交代で派遣していく予定となっております。

報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしました。熊本への支援につきましては、速やかに、迅速に要請に応じられるように今体制を整えておりますので、御理解をお願いいたします。

次長の報告で何か御質問・御意見がありましたら、お願いいたします。

長島委員

都筑図書館の文部科学大臣表彰についてですが、全国から莫大な数の優秀図書館が推薦に上がってきます。莫大な数の中から選出されたということは本当に誇り高いことであり、今、中央図書館をはじめ、連携をして各区の図書館が広報活動であったり、横浜の読書力を上げるために本当に努力されていることが認められたことだと思いますので、積極的にこれを広報していただいて、やはり良い見本となるように、各区が同じことをやるわけではなくて、それぞれの特性を生かした良いネットワークをつくっていただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問・御意見等がなければ、第2期横浜市教育振興基本計画の進捗管理につきまして、所管課から御説明させていただきます。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成26年12月に策定しました第2期横浜市教育振興基本計画の進捗管理につきまして、課長から御説明申し上げます。

高見教育政策
推進課長

教育政策推進課長の高見です。よろしくをお願いいたします。

お手元に資料1から資料3まで、3種類の資料を配らせていただいておりますので、御確認ください。第2期横浜市教育振興基本計画につきましては、平成26年度から平成30年度までの5か年の計画となっております。毎年度の取組につきまして、進捗を管理しながら進めているところでございます。

今回、平成27年度の実績を踏まえまして、平成28年度の主な取組につきまし

て、A3の資料にまとめておりますので、御報告させていただきます。1から5番までの5つの目標と、13の施策に沿いまして、教育委員会での取組ということで整理しております。

まず、目標1の施策1を御覧ください。「横浜らしい教育の推進」でございます。簡単に御説明申し上げます。

社会に開かれた横浜らしい教育課程の創造ということで、市立学校のカリキュラム作成の指針を素案として提示してまいります。

国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成の中では、実用英語技能検定等の外部指標の活用を図ってまいります。

将来に夢や希望、目標を持てる子供の育成、こちらはキャリア教育でございますが、はまっ子未来カンパニープロジェクト（仮称）を実施してまいります。

ICT活用能力の育成といたしまして、全小中学校にタブレット端末等を整備いたしまして、情報教育推進プログラムの策定に向けた検討を行ってまいります。

以上のほか、市内に多数ございます企業等のお力をお借りして、どのように教育を進められるかということについても検討を進めてまいります。

施策2、「確かな学力の向上」です。

客観的根拠に基づいた授業改善や個に応じたきめ細かな指導を行っていくために、全小中学校で「横浜市学力・学習状況調査」結果の分析チャートの活用を促進してまいります。

教員の授業改善や子供の学力向上を図るため、「授業づくり講座」、「匠の授業」、「放課後学び場事業」といったものを実施してまいります。

読書習慣の確立や情報活用能力の育成のため、全小・中・義務教育学校・特別支援学校に学校司書を配置いたします。

理科の授業の充実、活性化を図るため、理科支援員の配置校数を拡大してまいります。

施策3、「豊かな心の育成」でございますが、「特別の教科 道徳」の実施に向けた準備といたしまして、「道徳の時間」と各教科等を関連付けました「年間指導計画」を全小・中・義務教育学校・特別支援学校で見直してまいります。それを図る中で、改めて各校における効果的な道徳教育の在り方について、検討を進めてまいります。道徳教育の改善・充実に係る国の事業を活用いたしまして、効果的な指導方法、評価の在り方に関する研究も推進してまいります。

いじめや暴力、不登校対策のため、子供の社会的スキルを育成するための横浜プログラムの活用を図ってまいります。併せて、「ハートフルルーム南台」を開設いたします。

優れた文化・芸術を学び、本物を体験できる機会の充実のため、芸術文化教育プログラムを実施いたしまして、中学校での実施校数を拡大いたします。併せて、大学の協力を得た文化・芸術に触れる機会の創出を図ってまいります。

右側の施策4、「健やかな体の育成」でございますが、体力向上に向けた取組といたしまして、こちらも全小中学校におきまして、体力・運動能力調査結果等の客観的データの活用を図りまして、その下にございます体力向上1校1実践運動の実施等を通じまして、取組の改善を図ってまいります。併せて、教育委員会事務局だけでなく、こども青少年局等と連携した低学年層の体力向上を図ってまいります。

部活動の充実といたしまして、活動機会の保障、活動の質の向上を図るため、外部指導者派遣事業の拡充を行います。

横浜型配達弁当「ハマ弁」の実施といたしまして、今年度中に全中学校、義務教育学校で段階的に実施してまいります。併せて、昼食の用意が困難な生徒への

支援につきまして、対象者や内容を整理して制度化を図ってまいります。

施策5、「特別なニーズに対応した教育の推進」ですが、肢体不自由特別支援学校の再編整備といたしまして、各校における教育課程等の検討と、平成31年度に設置を予定しております左近山特別支援学校（仮称）の開設準備をしてまいります。

発達障害のある児童生徒への対応といたしまして、通級指導教室における指導プログラムについての実践研究を行います。

日本語指導が必要な児童生徒への対応といたしまして、個々の児童生徒の指導計画を対象校全校で作成いたしまして、「特別的教育課程」を編成・実施するほか、非常勤講師や補助指導員の配置、併せて、日本語支援の拠点となる新たな施設における支援を検討してまいります。

施策6、「魅力ある高校教育の推進」といたしまして、昨年度に策定いたしました「魅力ある高校教育ガイドライン」に基づきまして、海外大学進学支援プログラムやグローバル人材育成に向けた取組を進めるプログラム、それから横浜サイエンスフロンティア高校附属中学校の開校に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

次に目標2です。施策7、「優れた人材の確保」では、優れた教職員の確保策の展開といたしまして、「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」の一層の充実、それから教職課程のある大学等は51校ございますが、こちらとの連携・協働協議会を開催いたしまして、取組の深化を図ってまいります。

施策8、「教師力の向上」では、学び続ける教員の支援といたしまして、企業等研修派遣、海外研修派遣を実施するほか、学校現場におけるOJTを支援してまいります。

教職員の精神疾患の予防や再発防止のため、全教職員を対象にストレスチェックを実施してまいります。

目標3にまいります。施策9、「チーム力を活かした学校運営の推進」では、子供としっかり向き合える環境の整備といたしまして、専門スタッフの配置の充実や業務改善支援を2つの柱にいたしまして、今年度頭に発表いたしました「教職員の負担軽減ハンドブック」の活用も図りながら、各学校での取組を推進してまいります。

県費負担教職員の市費移管といたしまして、教職員配置の考え方の決定、それから勤務条件等の制度設計を行ってまいります。

施策10、「学校教育事務所の機能強化による学校支援」では、学校自主企画事業や学校運営サポート事業といったこれまでの事業を着実に実施していくということに加えまして、学校教育事務所と区役所の情報共有の推進や授業改善支援センター（ハマ・アップ）での授業づくり講座・授業づくり相談等による学校現場への指導助言の充実を図ってまいります。

目標4ですが、施策11、「子どもの成長を社会全体で支える体制づくり」といたしまして、学校と地域の連携・協働の推進として、学校運営協議会のより効果的な在り方を検討しながら設置校数の拡大を図ります。併せて、「学校・地域コーディネーター」の配置や「地域交流室」の設置を拡充してまいります。併せて地域防災拠点訓練等への児童生徒の参加を促進してまいります。

家庭の教育力向上のための支援ですが、具体の事業といたしまして、親の交流の場づくり事業を実施してまいります。これに加えて他の区局との連携も視野に入れながら、家庭における教育を市としていかに支援していけるのかということについても併せて検討してまいります。

目標5ですが、施策12、「教育環境の整備」といたしまして、防火防煙シャッ

ターの安全対策ということで、今年度は危害防止装置の設置3000台と、シャッターの更新200台ということで実施してまいります。

より良い教育環境の整備として、平成32年度に開校を予定しております市場小学校第二方面校や日吉台小学校第二方面校、いずれも仮称ですが、こちらの通学区の検討、開校に向けた準備を行ってまいります。

施策13、「市民の学習活動の支援」といたしまして、図書館と学校、各区の連携推進を図るために、ボランティア向け講座の開催ですとか、学校と図書館が連携した読書活動の推進に取り組んでまいります。

市民の学習の場の拡充といたしまして、全国都市緑化フェア等の大規模イベントとの連携を図りまして、開港資料館等に収蔵されている関連資料の連携展示や講座を実施してまいります。

以上、主な取組については御説明申し上げました。併せて資料2としてお付けしておりますが、各施策ごとに達成目標ということで、数値目標を平成30年度における姿として設定しております。そちらの進捗につきましても、平成27年度の実績値等と併せまして、お示しさせていただいております。

また、資料3では、今申し上げました主な取組に関連いたしまして、平成27年度における主な実績や平成28年度の見込み、主な取組内容につきましても、もう少し詳細に記述しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

宮内委員

この振興基本計画の説明を今いただきました。理念的・抽象的な目標・施策の羅列ではなくて、非常に具体的なことが書かれているということで、優れたものと考えます。要は、これをいかに推進していくか、そしてどういった成果を客観的に評価するかということが次への発展につながるわけですので、できるだけ客観的評価手法を確立するように心掛けていただきたいと思います。その理由は、この資料2で、小中学校、義務教育のところで、施策1、2、3、4と書いてあって、「自分に良いところがある」と答える子供の割合が増えているのは良いことだと思うのですが、どのような質問をするか、要はアンケートというのは、場の雰囲気もありますし、必ずしも客観性を担保できるものではないと、これも工夫に工夫を重ねて、できるだけ計測しやすいものに改良していただけると良いのではないかと考えております。以上でございます。

岡田教育長

ほかには何かございますか。よろしいですか。どうぞ。

長島委員

とても見やすくまとめていただいて、ありがとうございます。その中で気になったというか、全体的に連携が大事だということが打ち出されていると思うのですが、例えば、施策4に出てくる幼保小教育連携研修会というところではこども青少年局との連携であるとか、これは体力向上に関して、実際に今既に進められていることかと思うのですけれども、今後英語教育だとか、道徳教育だとか、いろいろな面で、それこそ食育だとか、様々な面でやはりこども青少年局と更に先の部分でも、いろいろな部分で連携が必要になってくるかと思っておりますので、1つに限らず多角的にいろいろな点でとらえていただけると良いのではないかと思います。

その連携の点でいきますと、施策11で「学校・地域コーディネーター」配置の拡充とか、地域交流室設置の拡充と書いてあるのですが、拡充することの意義や

意味がもちろん今までの施策や活動、全てを合わせてこのように書かれているのですけれども、現場の校長先生が実際には「学校・地域コーディネーター」を任命するわけですから、やはり現場の方々の理解とか、必要と思ってもらえるような御案内などが必要になってくると思います。

それには、例えば学校教育事務所の機能強化と書いてありますが、学校教育事務所ができて7年、最初はどういうことになるのだろうという一般市民であるとか、保護者側であるとか、現場に不安があったわけですが、本当にきめ細かな対応をしていただいたりとか、その意義が本当に確立されてきて、更に今度は発展していく時期になっていくのではないかとこのところの機能強化だと思うのですけれども、そういうところで学校教育事務所と学校が連携するとともに、こちら側がどういうことを求めていくかということ、そのつながりとか連携もよく見極めていくことが更に現場の声と学校教育事務所の扱いと、そしてこちら側の施策のつくり方とか進め方により関わっていくのではないかと思いますので、その辺も連携の1つとして大切にさせていただけたらと思います。

それは何よりも教育委員会事務局内が、「これはここだから、ここでやるんだ」ではなくて、お互いに何をやっているのかを知らないことがたくさんありますよね。知ることにより情報が共有されて、もっとより良い効果が表れることもあると思いますので、まだまだ狭いところがあると思いますから、その辺の教育委員会事務局の情報共有も積極的に進めていただけたらと思います。すみません、長くなりました。

岡田教育長

ほかには。

今田委員

御苦勞様でした。この振興基本計画をつくったとき、今は新しく大綱ができて、少し情勢が、ある意味でオール横浜で教育に取り組んでいくという姿勢が法律の上でも明確になりました。その視点をやはり進行管理というか、取り組んでいく時点で大いに取り入れることが必要なのではないかと思います。学校現場はみんな一生懸命で、熱心なのですが、学校だけの力では限界のあるものがたくさん出てきて、例えば不登校の問題、いじめの問題というの、家庭の経済力の問題とリンクしますし、それは教育委員会だけでは難しい話です。

それから、道德教育の話も、全部学校の先生でと言われても、先生もそういう教育を受けてきていないので、そういう意味では家庭の教育力、学校地域連携、そういうもので出てくると思います。オール横浜の視点というものをもう少しいろいろ取り入れる部分が遠慮なくあるということ、どこへどう働きかけていくのが良いのか、教育の世界だけではある種の力の限界がありますから、いろいろ政策局のようなところと連携をとって、あなたが先ほど教育力の説明の中で「他局との関連も視野に入れて」と言っていましたが、それ以外にも幾つかあるのではないかと思います。この計画をつくったときと少し時代が変わってきて、それが良とされるようになっていきますから、そこを是非意識して取り組んでもらうといいのではないかと思います。以上です。

間野委員

P D C A サイクルをしっかりと回していて、とても順調に進んでいると思います。一方で、資料2の施策6、高校2年生終了段階で実用英語技能検定2級から準1級相当の生徒の割合が目標値より大きく乖離しています。これはどのようなことが理由なのでしょうか。

高見教育政策
推進課長

お答えいたします。こちらはまず、高校2年生の終了段階ということですが、国での目標設定は、英検でいいますと、準2級から2級相当ということによっておまして、それを横浜では1段階ある意味引き上げた形での目標設定ということになっております。その意味でも、市立学校での目標ということを考えてときに、当初この目標値をかなり高い水準で設定しているわけなのですが、国での目標値に照らし合わせますと、約90%ぐらいの生徒がもうクリアしており、その意味ではある意味十分なのではございますけれども、それよりさらに高いところを目指すという意味で、この指標にしております。

それが確かに実態と乖離しているというところはおっしゃるとおりですので、平成30年度は今50%以上ということによって設定しておりますので、そこにいかに近づけていくのかということとはもう少し考えていかなければいけないのですが、それこそ先ほど申し上げた施策6で、かなりグローバル人材育成ということに全高校で取り組んでいくということは力を入れてガイドラインの中でも打ち出しておりますので、その中の様々な施策を通じて取り組んでいきたいと考えています。

間野委員

そう考えると、資料1の施策6で、やはり1個取り出す必要があるのではないかと思います。全ての教科ではなくて、英語でその目標を達成するために何か特別な策を講じないと、当初の目標設定が高過ぎたという言い方もありますが、一応そのときは何かの根拠を持ってこの数字を設定したわけですから、横浜の高校生は全国よりも英語力が高いということを目指すのであれば、やはり特別な施策が必要なのではないのでしょうか。特別な授業でしょうね、プログラムとか。これが今年度なのか、来年度なのかは分かりませんが、そのままだと多分数字はほとんど変わらず、現状のままであると読めますので、また御検討ください。

高見教育政策
推進課長

ありがとうございます。検討させていただきます。

岡田教育長

どうぞ。

西川委員

とても分かりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。私も何点か気になるところがあります。やはり学力ということについてはとても大事だと思っているのですが、確かな学力の向上のところ、授業づくり講座だとか、匠の授業だとか、そういうことをやりましただけではなく、内容を充実してほしいと思います。もちろんハマ・アップ等でもバックアップしていると思うのですが、是非内容の充実に向けて、若い先生も多いので、よろしくご指導願いたいと思います。

それから、施策4の健やかな体の育成で、部活動の充実は、大変うれしいことです。外部の方に入っていただくのは大変有り難いのですが、それだけでは終わらないです。実は中体連とか、高体連とか、試合の付添いにも出ていかなければならないという部分が今あるかと思っています。また、外部でのいろいろな運動などについては、中体連に加入していないと試合に出られないというようなところもあろうかと思っています。その辺の改善も外部とも連携しながら、少しでも先生方の多忙化が防げると良いのではないかと思いますので、御検討いただければありがたいと思います。

それから、施策5の特別なニーズに対応した教育の推進のところでは、横浜は本当に外国籍の児童生徒が多くなっているように、私は感じております。その対応は大変だと思うのですが、とてもきめ細やかな対応をしていただいていること

に感謝しています。夜間学級にも少しそういう児童生徒もいるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどからオール横浜という話が出ているかと思ひますが、施策11、子供の成長を社会全体で支える体制づくりというのは、私は本当にお題目ではなくて大事なことはないかと思ひておひます。そこで、家庭の教育力向上のための支援は学齢期の子供ということになっているのですが、親の交流の場づくり事業はすばらしいことだと思ひますけれども、是非ここを充実して、不安を解消するような、良い子育てができるような体制ができると良いのではないかと思ひておひます。以上です。

岡田教育長

ほかにはよろしいですか。

それでは、ほかには御質問がなければ、次に移りたいと思ひます。次は、「薬物・たばこ・酒」に関する意識等調査の実施報告について、所管課から説明いたします。

伊東健康教育・人権教育担当部長

指導部担当部長の伊東です。

市立学校の小学校5年生、中学校2年生を対象に、平成27年12月から本年2月にかけて、「薬物・たばこ・酒」に関する意識調査を抽出にて行いました。その結果がまとまって、先日公表いたしました。

この調査は、健康福祉局と共同で行いました。また、本市と禁煙の啓発に関する協定を結んでいるファイザー株式会社、日頃から児童生徒の薬物乱用防止教育に関わってくださっている横浜市薬剤師会の協力を得て実施したものでございます。

内容については、担当の健康教育課長茨から説明いたします。

茨健康教育課長

健康教育課長茨です。よろしくお願ひいたします。

まず、調査実施の経緯です。平成26年度に横浜市学校保健審議会において出されました、「本市の薬物乱用防止教育の現状や実態が明らかとなっておらず、調査を実施すること」という御答申を受けまして実施したものでございます。

概要でございますが、対象は横浜市立小学校5年生の児童、また市立中学校2年生の生徒となっております。

配布数につきましては、小学生は1659人、中学生は3248人、合計4907名ですが、各区1校の対象ということで実施させていただきました。

方法は、質問数は全23問、小中学校共通でございます。無記名方式で、学校から調査票を配布してもらいまして、家庭で児童生徒本人が記入して、郵送にて回収という方法でございます。

実施主体につきましては、今御説明申し上げました教育委員会、健康福祉局両者での実施でございます。

協力につきましては、ファイザー株式会社と、一般社団法人横浜市薬剤師会でございます。

回収率は、全体で36.7%、小学生は50.0%、中学生は29.9%という形になっております。

2番目のアンケート結果の全体的な傾向についてでございます。抜粋資料を2ページ以降に付けさせていただきましたので、そちらも併せて御覧ください。

まず、薬物とたばこにつきましては、「やってはいけない」「吸いたくない」という回答割合がそれぞれ90%以上で、その有害性や危険性が認知されていることが分かりました。

危険ドラッグについては、身近に接する場面があるかもしれないという回答が4人に1人、小学5年生の70%、中学2年生の84%が「入手できる」という認識があることが分かりました。

飲酒については、薬物やたばこに比べて若干抵抗感が低い傾向にあり、特に中学2年生においては、半数以上が成人になったら飲酒をしているイメージを持っていました。

未成年の喫煙・飲酒と薬物乱用の関係におきましては、65%以上の子供たちが未成年時の飲酒や喫煙が薬物につながると考えており、たばこや飲酒の危険性や社会ルールについて、今後も継続して啓発していくことが薬物乱用防止に向けて効果があることが分かります。

最後に、アンケートの今後の活用についてです。表に戻ります。今回の結果から、子供たちが危険ドラッグを比較的身近にあるものにとらえていることが分かりました。このことを踏まえまして、学習指導要領に定められている既存の学習内容に加え、横浜市におきましては、小学6年生から危険ドラッグについても正しい知識を定着させるための指導資料の作成を進めます。また、その前段階である小学5年生から薬物、飲酒、喫煙の危険性に関する学習ができるよう、新たな教材づくりも進めてまいります。

参考といたしまして、今後進めてまいります指導教材のサンプルを教材イメージとして付けさせていただきました。子供たちの回答の中では、薬物について1回の使用で死んでしまうということについての認識が低かったことから、そういった内容を新しい教材には盛り込んでいきたいと思っております。

また、友人や先輩などに声をかけられたとき、きちんと断れるようにということで、パワーポイントの4枚目の資料になりますが、断る言葉を繰り返すというようなことで、具体的にどのように断っていくのかというような資料も添えさせていただきました。

なお、本件の報告につきましては、全体の報告内容を健康教育課のウェブページに掲載させていただいております。

報告は以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

宮内委員

薬物が怖いという認識を皆さんがしているということが分かって良かったのですが、3ページ目の質問23、「たばこを吸ったり酒を飲んだりすることがきっかけとなって薬物乱用につながる可能性があると思うか」ということに対して、「あると思う」と答えた人が中学生、小学生にこんなにいるということでびっくりしているのですけれども、それだけ身近にあるということだろうと思います。

これは人生を狂わせるものですし、社会を破滅させる大変な問題なのですが、やはりどうやってやってはいけないということをたたき込むかということで、教育の工夫が必要なのではないかと思っています。例えば、アメリカは幾ら教育をしても、麻薬犯罪がなくなるのです。マレーシアやサウジアラビアなどのイスラム教国への入国のときは、麻薬所持もしくは使用は死刑だと書いてあります。

ですから、死刑になっているという事実を言うていくことも必要かも知れませんが、どれだけ恐ろしいことになるのかということはどうやって伝えるか、これはネズミの実験ビデオを見せても、余り刺激的ではないのだろうと思います。やはりいろいろな映画ですとか、患者の苦しむ姿、これは多分いろいろな映像がある

と思います。それから、薬物中毒になって苦しんだ人、そこから立ち直った人の講演を聞かせることも良いかも知れません。また、理科の授業の中で、脳と薬物の関係、神経系と薬物の関係というのをたたき込む機会、また道徳教育でもあると思うのですが、とにかくやってはいけないというような言い方は余り効果がありません。常識的な子はやらないわけですが、そうではなくてぎりぎりの人たちがやってしまっただけではいけません。それから、もうそういう危険水域に入っていた子供にも薬物には手を出させないというようなことを教育でたたき込むには、中途半端なマニュアルは効かないのではないかとということで、是非教材・教育方法の工夫を研究していただきたいと考えます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

西川委員

今、宮内委員からあったのですが、今の報告の中で、私も5月10日ですか、新聞に出たときに衝撃でとてもショックを受けてしまいました。何とかしなければいけないという思いがあったのですが、これだけ身近に感じている子供がいるということは、やってはいけないと分かっているけど、「いけない」と言われるとやってみたくとか、「見てはいけない」と言われると見てみたいという世界もあるかと思っています。いけないと思っているのが90何%、100%ではないというところが不安だと思うことと、それから夏休み前に手を打っておかないと、やはりまずいのではないかとと思います。

教材のところはとても開発していただいて、いけないということは分かると思うのですが、今宮内委員からお話がありましたように、県警にドラッグ等々を扱うところがあります。そこはたくさんのビデオを持っています。学校も頼むと回してくれます。でも、すごく需要が多いと思うので、なるべくそういうところで効果的に、まず先生方用とか、それから保護者・地域の方とか、それから子供用とか、子供でも小学生用、中学生用とあると思います。その辺の対応が非常に上手にできている教材を持っています。お話もとても身近に、今「現にやってしまった人の」というお話もありましたが、その辺もうまく取り入れてくれるようなことがありますので、県警の方、いろいろなところで取組をやっていらっしゃる方がいますから、是非その辺も相談されると良いのではないかとと思います。

それから、夏休み前にそれぞれの学校で何か手を打っておかないと、かなり夏休みは危険だと思います。これだけみんな興味があると何となく分かっているわけですから、何か手を打たないと、「だめですよ」だけではだめなのではないかという気がいたします。

伊東健康教育・人権教育担当部長

今お話がありました効果的な教材ですとか、あと県警との連携というところなのですが、1つには、危険ドラッグは、今、学習指導要領の中では項目として上がってきておりませんので、それをまずきちんとした知識と危険性を知らせていこうということで、今回サンプルに出したような中身を既に薬剤師会ではトライアルをしております、今回のアンケートも踏まえて、もう少し印象に残る内容に切りかえていこうというようなことを一緒に相談しております。

また、県警にはアンケートをする段階からいろいろ御意見を伺っております、この結果がまとまった後に、県警からもこれは非常に衝撃的であり、みんなが身近に感じているということについて、県警としてもきちんととらえていく必要があるということで、今、資料ですとか、あと学校で今現在どういう学習をしているのかとか、そういうものを詳しくやり取りしましょうという話になり始め

ていまして、そういうところも、私どもは健康教育という面で今回は調査をいたしました。やはり問題行動を防止する、非行防止という観点からも一緒に、非常に心に刺さるものができれば良いのではないかと考えておりまして、少し広がりを見せた取組をやっていきたいと考えています。

間野委員

この調査は中学生の回収率が29.9%で、かなり関心のある生徒が返していますので、70%の側が宮内委員の言い方を使用すると、危険水域に入っている子供たちが含まれることを考えると、実際はもっと多分高い数字になる可能性があります。そうすると、もう84%ではなくて90%ぐらいの中学生が危険ドラッグを手に入れることができると思っている可能性は多分あります。そうすると、「買うな」ではなくて、やはり売側の取締りですね。そこをもう少し本気でやっていると、今のところ法に適応しているとか、そういうことはあるかも知れませんが、条例をつくって取り締まっていくとか、何かそういうことを抜本的に考えないと、かなり危ないのではないかと思います。「買うな」ではなくて、売側も同時に取り締まる必要があるのではないかと思います。以上です。

西川委員

今の方法の中で、いろいろあると思うのですが、学校運営協議会とか、それから、小学校だと地域の見守り隊とか、いろいろ協力してくださっている方がいらっしゃると思います。地域にもそういうことを呼びかけながら、夏休みだけではなくて、パトロールのような方も一緒に気にかけてくださるだけでも、学校だけではもう追えないと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡田教育長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、意識調査の結果も衝撃的でしたし、万引きと同じように指導しなければいけない状況にあるのではないかという感じもいたしますので、また警察とも連携しながらしっかりと対応していきたく思います。

次に、議事日程に従いまして、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第13号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第14号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第15号議案「横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第16号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第18号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、また、教委第17号議案「横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、事前に公開することにより議会の審議等に支障が生じる案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第13号議案から教委第18号議案までは、非公開といたします。

それでは、議事日程に従いまして、教委第9号議案、教委第10号議案は内容が関連する案件でありますので、所管課からまとめて説明をさせていただきます。

奥田国際教育等担当部長

国際教育等担当部長の奥田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。第9号議案、第10号議案はともに関連する議案でございますので、続けて説明させていただきます。

それでは、最初に第9号議案書の2ページをお開きください。提案理由でござ

いますが、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の設置に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案させていただきます。

また、第10号議案につきましても、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の設置に伴うものでございます。第10号議案の2ページ目をお開きください。こちらの提案理由ですが、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の設置に伴い、同校の通学区域等を定めるため、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校通学区域規則を制定したいので提案いたします。

それでは、具体的な内容につきましては、高校教育課長から御説明させていただきます。

西村高校教育
課長

高校教育課長の西村でございます。よろしく申し上げます。

まず、議案の概要等につきまして御説明いたします。第9号議案にクリップ留めしてあります教育委員会資料、「横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校設置に伴う規則の改正及び規則の制定について」を御覧いただければと思います。まず、1番の概要ですが、ただいま部長からもありましたとおり、附属中学校の設置に伴い、関係規則の改正及び通学区域に係る規則の制定を行うものでございます。

改正する規則は2つございます。(1)横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の改正理由は、同規則のうち横浜市立中学校の規定から横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を除き、同校の通学区域を別に定めるため、改正するものでございます。

2つ目といたしまして、横浜市立学校の管理運営に関する規則でございます。その改正理由は、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び横浜市立南高等学校附属中学校を「併設型中学校」として位置付け、両校の管理運営に関する事項を定めるため、改正するものでございます。

3番目といたしまして、新たに制定する規則、(1)規則名称でございます。横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校通学区域規則といたします。

制定の理由は、先ほどから話をさせていただいておりますが、附属中学校の設置に伴い、学区や就学の条件を定めます。また、同校に就学する際に区域外就学の届出を義務づけるものでございます。

規則の概要は、学区につきましては、横浜市内全域といたします。就学の条件は、本人及びその保護者が横浜市内に住所を有することとします。なお、市外居住者を対象とする就学の特例は設けません。区域外就学の届出についてでございますが、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校へ就学させようとするときは、学齢生徒の住所の存する区域を所管する区長に届け出ることとします。

裏面を御覧ください。施行期日は、平成29年4月1日といたします。ただし、横浜市立学校の管理運営に関する規則もしくは横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校通学区域規則に基づく平成29年度における附属中学校への就学のために必要な行為につきましては、規則公布の日以降行うことができることを両規則附則で規定いたします。

中学校の概要でございますが、所在地は横浜市鶴見区小野町6番地、これは現

横浜サイエンスフロンティア高等学校の中に併設するものでございます。新設年月日は、平成29年4月1日でございます。

続きまして、具体的な改正でございますが、第9号議案に戻っていただきまして、3ページから5ページにございます。6ページ以降に新旧対照表をお付けいたしましたので、そちらで説明させていただければと思います。

それでは、6ページの新旧対照表を見ていただくと、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の通学区域を別途設定するために、第1条におきまして横浜市立中学校の規定から同校を除くものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。管理運営に関する規則でございますが、第5章第49条から第58条で、横浜市立南高等学校附属中学校の中高一貫教育校の管理運営について規定しておりましたが、今回横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の設置に伴いまして、第49条で両校を併設型中学校として用語の整理を行い、1枚おめくりいただきまして、8ページの第58条まで同様の整理を行うものでございます。

また、9ページを御覧ください。本規則の改正につきまして、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要領に基づきまして、30日間の市民意見の公募を行いました。この際、意見の提出はございませんでした。

続きまして、第10号議案書を御覧いただければと思います。第10号議案の3ページから4ページにかけて、内容がございます。このところにつきましては、第2条及び第3条におきまして、先ほど概要のところでお説明いたしましたが、附属中学校の学区は横浜市内全域とすることを第2条で、第3条で附属中学校へ就学しようとする者は本人及びその保護者が横浜市内に住所を有していることを要すると定めております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

今田委員

議案そのものではありませんが、準備状況はどうですか。

西村高校教育課長

4月から高校教育課内に開設準備担当の指導主事を6名配置いたしまして、現在順調に進んでいるところです。内容につきましては、シラバス等も含め、DEEP学習の教育内容について検討しているところです。併せまして、8月に行います学校説明会等の準備をしております。また、適性検査等の内容につきましても、順次、実施に向けた準備を進めているところでございます。以上です。

宮内委員

議案そのものには、全く異存はございません。中高一貫教育附属のメリットを実現するために、具体的にどのような仕組み、例えば人事交流の仕方、会議体のつくり方、いろいろあると思うのですが、どういう手法を取り入れることによって中高一貫教育のメリットを生かし、効果を発揮しようと考えておられるのでしょうか。

西村高校教育課長

基本計画のところからずっと御議論もいただきました。その内容も含めまして、現在検討しております。中・高の教員が、子供たちの情報や中高一貫教育に対する考え方の共有ができる形や、授業を相互に行う方法などを検討しています。

また、この横浜サイエンスフロンティア高校に関しましては、特に科学的な思

考等を中学校のころから深めようというところもございますので、その意味で横浜サイエンスフロンティア高校が現在持っております様々な学術的な機材等にも中学生たちが触れられるということによっても、大きな教育効果があるのではないかと考えております。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

ほかには御意見等がなければ、教委第9号議案につきましては、原案のとおり承認いただくことでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

続いて、教委第10号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第11号議案「平成28年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」所管課から説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川です。よろしくお願いいたします。

教委第11号議案「平成28年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、御審議をよろしくお願いいたします。ページをおめくりいただきまして、裏面の提案理由を御覧ください。教科用図書の取扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。平成28年度における横浜市の教科書採択について、採択の手續の基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したためでございます。

では、内容につきましては、指導主事室長より御説明いたします。

宮城指導主事室長

指導部指導主事室長の宮城でございます。よろしくお願いいたします。

3ページからが基本方針案でございます。読み上げて提案とさせていただきます。

平成28年度横浜市教科書採択の基本方針。前文。

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成28年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1、教科書の採択について。

（1）平成28年度は、次の教科書を採択する。

ア、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成29年度から平成31年度まで使用する教科書。

イ、高等学校において平成29年度に使用する教科書。

ウ、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成29年度に使用する教科書。

なお、小学校（義務教育学校前期課程を含む。）において使用する教科書は、平成26年度に採択した教科書を平成30年度まで継続使用する。

また、中学校（義務教育学校後期課程を含む。）及び南高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成27年度に採択した教科書を平成31年度まで継続使用する。

（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

（3）採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2、採択の基本原則。

（1）公正かつ適正な手続。

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続によって採択を行う。

（2）教科書の調査研究。

教科書目録に登載された全ての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

（3）静ひつな採択環境の確保。

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

（4）開かれた採択の実施。

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3、採択の観点。

教科書の採択に当たっては、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子供の姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

（1）教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

（2）「横浜教育ビジョン」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づく学習活動に適したものであること。

（3）教科書として、内容の配列、分量が適切で、資料等の表現が児童生徒にとって使いやすい工夫がされていること。

高等学校。

（4）高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級。

(5) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4、採択の流れ。

(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。

(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5、調査研究について。

(1) 横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校で使用する教科書。

ア、教科書。

審議会は、平成27年度の教科書調査を基に調査研究を行う。

イ、学習内容。

審議会は、「横浜サイエンスフロンティア高等学校中高一貫教育校化に関する基本計画」に基づいた学習内容等について、十分に研究を行う。

(2) 高等学校用教科書。

ア、教科書。

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。その際、国からの「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」について留意する。

イ、学習実態。

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(3) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書。

ア、教科書。

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び平成29年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ、学習実態。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6、その他。

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

以上でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等ございましたらお願いいたします。

今田委員	<p>選挙年齢が引き下げられるということに伴って、高校生も対象になるということで、6 ページで「その際、国からの「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」について留意する」、「政治的活動等について」というのは、教科書採択との絡みでいくと、政治的教養の教育というようなところの通知で言っている分は、関連があると思いますけれども、具体的にどんなことを言っているのか、エキスの部分だけでも教えてください。</p>
宮城指導主事 室長	<p>今までもそういう力を伸ばすということは重視されておりますが、改正法によって選挙権年齢の引下げが行われたことで、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家や社会の形成者としての資質や能力を育むことがより一層求められると考えております。</p>
今田委員	<p>そういうことが求められるということを知りたくて通知で言っているのですか。</p>
宮城指導主事 室長	<p>はい、通知文にはそう記載されております。</p>
今田委員	<p>では、ここで言っているのは、そういう通知文のそういう趣旨が正しく生かされたものであるように留意しろと言っているわけですね。</p>
長谷川指導部 長	<p>そうです。もう一つ、先ほど今田委員のおっしゃった政治的教養の教育という部分についてもきちんとこの中に示されております。今度大きく学習指導要領が改定されるということで、この中で、先ほど申し上げましたように、主体的な選択判断、あるいは他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質・能力ということで、18歳選挙権引下げということも踏まえて、そういう内容をきちんととらえて採択に当たっていただきたいという意味でございます。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはよろしいでしょうか。 ほかには御意見がなければ、教委第11号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
岡田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。 次に、教委第12号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」所管課から説明いたします。</p>
長谷川指導部 長	<p>では、引き続きまして教委第12号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」御提案させていただきます。1枚おめくりいただきまして、裏面を御覧ください。提案理由でございますが、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成29年度から平成31年度まで使用する教科書、高等学校並びに特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成29年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮</p>

間をするためでございます。

では、内容につきましては、指導主事室長より説明いたします。

宮城指導主事
室長

引き続きよろしくお願ひいたします。3ページに諮問の案がございます。読み上げさせていただきます。

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）。

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

1、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成29年度から平成31年度まで使用する教科書。

2、高等学校において平成29年度に使用する教科書。

3、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成29年度に使用する教科書。

おめくりいただきまして、理由。

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「平成28年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続のもと、教育委員会の権限と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

以下の部分の1から3につきましては、基本方針の調査研究の部分と重なりますので、省略させていただきます。

5ページです。1から3省略の後の4です。

4、基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

5、基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

岡田教育長

所管課から説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

特に御意見・御質問がなければ、教委第12号議案につきましては、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。
では、事務局から、報告をお願いします。

古橋総務課長

報告いたします。5月10日に個人の方1名から、大正連合町内会自治会地域の学校計画に関する請願書が提出されました。また、5月12日に1団体から教科書採択に関する請願書が提出されました。これらの請願書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。
次回の教育委員会定例会は、6月20日、月曜日の午前10時から開催する予定です。どうぞよろしくお願いいたします。
以上でございます。

岡田教育長

よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は6月20日、月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第13号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第14号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

ここで、60分の休憩とさせていただきます、午後1時20分から再開といたしたいと思っております。

[休憩開始時刻：午後0時20分]

(休 憩)

[再開時刻：午後1時20分]

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を再開いたします。
教委第15号議案「横浜市少年自然の家指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第16号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第17号議案「横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第18号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後2時7分]